

# 平成27年度 はなのこみち事業計画

## 『グループホーム ・ 一般及び指定特定相談支援事業 』

平成27年4月1日～平成28年3月31日

### 1) 利用者支援の具体的内容

#### 『グループホーム』

#### 1. 基本的な生活にかかわる支援

- ① 食事：栄養や好み、季節感などを考えた食事を提供し、健康状態や年齢にも配慮する。利用者の状況に応じる。
- ② 排泄、入浴：利用者の状況に対応する。
- ③ 睡眠：安心して眠れ、気持ち良く目覚められる環境作り。
- ④ 衛生保持：玄関やトイレ、風呂などの利用者が共同で使う場所の掃除を世話人が利用者にとって行う場合がある。部屋の掃除などについては、支援が必要な場合は本人の了解のうえで行う。家屋周辺的环境設備も同様である。

#### 2. 日常活動にかかわる支援

- ① 事業所などに通っている利用者の日中活動に必要とすることについて支援をする。

#### 3. 社会生活にかかわる支援

- ① 金銭管理：毎月の①家賃（@4万）②光熱水費（@2万）③食費・日用品費（@2万）④修繕積立金（@2千）を利用者から集め、購入及び支払いをする。また、厚生労働大臣の定める自己負担額を集め、上限額の管理を行う。出納担当者（世話人より選任）は、別に定める「利用者預かり金等管理規定」に基づいて日常の金銭管理を行うとともに、収支を記帳し毎月利用者及び金銭管理責任者に報告をする。また、利用者は希望に応じて随時それを閲覧することができる。消耗品の購入についても、利用者に代わって行う場合がある。
- ② 余暇活動等支援：利用者間の親睦をはかるための季節ごとの行事を行う。
- ③ 地域との交流：近隣との関係づくりや、可能な限り地元自治会活動への参加を一緒に行い、地域の一員となる手伝いをする。
- ⑤ 相談・助言：職場や交流関係などにおける悩み、その他わからないことなどの相談について誠意をもって、応じ、必要な場合、助言をする。なお、その内容については、秘密を厳守する。

#### 4. 保健医療にかかわる支援

- ① 健康管理：朝夕の体調に変化がないか、顔色や食欲などを気にかけて、清潔・衛生面などへの配慮を行い、利用者の健康状態を常に把握する。また、必要に応じて、通院支援を行う。
- ② 服薬管理：希望に応じて、世話人へ預けることができる。服薬の見守り、確認を行う。
- ③ 入院中の支援：医療機関及びご家族と連携して、入院生活に必要な支援をする。付き添いが必要な場合は、ご家族への依頼または、入院時コミュニケーション事業を利用してもらう。

## 5. 防災・避難訓練の実施と事故防止対策・対応

- ① 避難訓練と自主訓練及び所轄消防署の指導を受ける。定期的に消火設備・避難経路の点検を受け、消防用設備を維持する。
- ② 事故防止のための環境設備など、十分な配慮を行い、支援に当たる。万が一、事故が発症した場合は、家族及び支援者への連絡、救急搬送などの対応を迅速に行う。
- ③ 地域防災訓練に参加し、日ごろから地域住民との交流を重ねて支える関係性を築きあげていく。
- ④ 安心・安全な環境づくりに基づき、職員が率先して、“気づき”ができるような意識改革（リスクマネジメント）の徹底を図っていく。
- ⑤ 事故または、苦情が発生した場合は、5日以内に報告書を作成後、1週間以内に全職員が共用し、再発防止に最善を尽くしていく。

## 6. 事業所機関紙

- ① 法人機関紙「ばなの木」を定期的（年4回）に発行。同時に後援会より「ばななだより」を発行し、事業所の現状、家族の思いなどを多くの方に発信し、理解、協力を求める。

## 7. サポートセンターはなのこみちを中心とした、安心した生活の確保

- ① グループホームでの生活状態が変わりゆく中でも、利用者の希望に添った生活に近づくように他機関と連携を行い、実現にむけていく。
- ② 移転していく中(環境の変化)でも、安心して生活が出来るように日々の支援を丁寧に行う。

## 8. 成年後見人制度の利用

- ① 本人、ご家族の高齢化に伴い、判断すべき状況が起きた場合に備えて、成年後見人制度の手続きをすすめていく。

## 9. 医療との関わり方

- ①月に2回、内科往診があり日頃の健康状態を把握し、早期治療が出来るようにする。精神面のケアに関しては、阪南病院に通院して、安定した精神面で生活が出来るように、心身共に健康な状態で過ごせるようにする。(太田医院：木曜日1回、土曜日1回)
- ②口腔ケアが必要な方に対しては、毎週1回の歯科訪問を受診。(西村歯科：火曜日)

## 2) 新規利用者受け入れについて

- ①はなのこみち(1F)・・・4名定員中満室（※6月以降に1名転居予定）

- ②ともの家(2F)・・・6名定員中1室空き室

平成27年度以降は、同法人の日中系利用者が待機している状況を解消すべく、新規受け入れを進めていく。但し、現入居者とのマッチング（人間関係・相性等）を最優先し、事業所責任者会議において、慎重に進めるものとする。なお、本入居に至るまでに、必ず、体験利用50日間を活用し複数の職員でマッチングの見極めを行う予定である。また、今後の支援の在り方として、同法人の利用者に限り体験室を活用し、実費分のみでの受け入れを行っていく。

### 3) 職員について

1. 健康診断：日々の業務を円滑に進めるため、健康管理を重視し、全職員が健康診断を受診する。夜勤者については年2回の健康診断を受診する。
2. 研修：利用者への理解を深め、適切な支援・対応が出来るよう職員の専門性の向上を図るため、常に学ぶ姿勢を持ち、積極的に事業所内外研修に参加する。また、福祉専門の資格（介護福祉士等）習得にも、積極的に法人がバックアップし、資格の習得についても協力をしていく。
3. 職務分担：業務や役割を分担し、個々の職員が過重負担にならないよう、配慮、工夫をし、決めたことが守れる、能力が発揮できる職場環境を目指す。また、自発性を培う環境づくりにも心がけていく。

#### 『指定特定相談支援事業』

##### 1. 基本的な支援

- ① 各区障害者基幹相談支援センター及び各区地域福祉課との密接な連携の下、堺市在住の障害者の方々に寄り添いながら、計画相談の支援を行っていく。
- ② 平成26年度中に法人経営の日中系事業所利用者については、契約がほぼ完了となったため、今後は定期的にモニタリングを実施し、ニーズの把握に努めていく。また、相談支援専門員と日中系事業所のサービス管理責任者とが緊密に連携を図りながら、サービス提供時間外での課題解決やお困りごとの相談支援を行っていく。
- ③ 平成27年度より、相談支援事業の体制をさらに充実すべく、モンキーバナナ：常勤兼任1名。サニー・サイト：非常勤専従1名をそれぞれ、担当者として兼任をさせる。らふたあ及びはなのこみち入居者：常勤兼任2名を兼任させ、体制強化に努めていく。法人外部利用者：今後も新規契約は見送りをせざるを得ない状況のため、体制の構築を図っていかなければならない。